

秋田県公安委員会規程第5号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規程を次のように定める。

平成23年7月27日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、事案が特に悪質で社会的反響が大きい場合に限る。

(1) 警備業法

ア 認定の取消し（第8条）

イ 指示（第48条）

ウ 営業停止命令（第49条第1項）

エ 営業廃止命令（第49条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律

ア 指示（第14条）

イ 営業停止命令（第15条第1項）

ウ 営業廃止命令（第15条第2項）

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次に掲げる事項について別記様式により行う。

(1) 認定証番号又は届出証明書番号

(2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地

(3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由及び根拠法令

(7) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公表の対象となる行政処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。

(1) 秋田県警察本部への別記様式の備付け

(2) 秋田県公安委員会のホームページへの別記様式の掲載

(営業停止処分における他都道府県公安委員会との連携)

第5条 秋田県公安委員会又は他都道府県公安委員会が営業停止処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。

- (1) 秋田県公安委員会が営業停止処分を行った場合で、当該被処分者の主たる営業所等の所在地を他都道府県公安委員会が管轄している場合は、当該他都道府県公安委員会に対して別記様式の写しを送付する。
- (2) 他都道府県公安委員会が公表の対象となる営業停止処分を行った場合で、当該被処分者の主たる営業所が秋田県内にある場合、当該他都道府県公安委員会から公表内容の送付を受けたときは、第4条の方法により公表を行う。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該行政処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	平成 年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。